

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
1	<p>育児と並行して親の介護をされるダブルケアに対する相談体制の構築も必要であると思いました。具体的な施策にある交流機会の創出に、地域包括支援センターの方の参加など関係性を早期に作ることでダブルケアが発生しても顔を知っているのが安心して相談ができることに繋がるのではないかと。</p> <p>また、ヤングケアラーを理解していくうえで実際に介護現場で働いている人の体験談などを子供たちに伝えていくことも大切だと思います。それを踏まえ、地域の介護事業所と小中学校が一体となって介護について学ぶ場を作り早期の交流を図ることで、もしもヤングケアラーになったとしても親、親族、友人、学校以外の介護のプロに介護の相談ができるという新しい選択肢も増えるのではないかと。当事者となりうる方への早期のアプローチ体制を垣根を越えた広範囲で作っておくことは、安心して暮らしていける大きな理由の一つになると思います。</p>	<p>ダブルケア・ヤングケアラーの支援について、相談があった際には、関係機関との連携を図っております。介護分野との連携も行っているため、P97①の関係機関に「高齢介護課」を追加し、事業内容については、「○ヤングケアラーの周知・支援なども含め、教育相談体制の充実を図っていきます。」から「○ヤングケアラーの相談窓口の周知をはじめ、教育相談体制の充実や家庭を取り巻く様々な関係機関と連携しながら適切な支援を図っていきます。」に修正します。</p> <p>また、ヤングケアラーについては、引き続き、小中学生、教職員及び民生委員・児童委員を対象に研修会を実施し、早期発見や必要な支援につなぐため、支援体制の強化を図ってまいります。</p> <p>(P97)</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
2	<p>子どものインフルエンザワクチンは2回接種が必要なため、高額です。子どもが複数人いる家庭では負担はかなり大きいと思います。高齢者インフルエンザ予防接種は1500円かと思いますが、高齢者同様に子どもの命も大切かと思えます。同じように公費負担で接種できるようにしていただけないでしょうか。</p>	<p>高齢者インフルエンザ予防接種は、予防接種法において、高齢者等が対象となっており、当市の場合は自己負担金1,500円でワクチンを接種することができますが、こどもは対象となっていないためご理解をお願いします。</p>
番号	意見	意見に対する市の考え方
3	<p>コメントをしようと意気込んで書類を開きましたが、120ページもの的を得ない書類を前に、これでは誰も見ないと感じました。皆の参加を求めるならば、書類ひとつをとっても、例えば先に分かりやすい図解などで結論を明示した上で各詳細をあとにまとめて示すなど、もっと市民側の視点に立ってアプローチをすべきと思います。</p>	<p>本計画の概要版の作成も予定しています。次期計画の際には、概要版の掲載も検討するなど、今後は、市民目線で分かりやすい計画をお示しできますよう努めてまいります。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
4	こども基本法やこども大綱の基本的な考え方となっているのが「こどもの権利条約」です。様々な部分で言及されていますが、冒頭で言及すべきではないかと思えます。（P9）	ご提案のとおり、文言を追記します。（P9）
番号	意見	意見に対する市の考え方
5	計画の位置づけで国の中に「こどもの権利条約」をいれるべきではないか。（P10）	計画の位置づけで、国の「など」に含めておりますので、案のとおりとします。
番号	意見	意見に対する市の考え方
6	2(5) こどもがいる世帯数の推移 P18 世帯数の表の中で「女親とこども」がH27年からR2年で大きく増加している。分析が必要ではないか。	P18表については、P13 1(4)一般世帯の構成にて、埼玉県と比較分析を行っておりますが、原因等の調査は行っておりませんので、今後の参考とさせていただきます。

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
7	第2章4(2)③子育て中の親の就労状況等について P26 母親の就労状況の前回調査との比較で、フルタイムは正規/不正規の区別が必要ではないか。(アンケート調査をする段階での検討が必要ではないか)	アンケートの設問については、国の調査手引きに基づき作成しております。御意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	第2章4(2)④子育て支援センターや児童館の利用について P29 この質問の意図は何か？ この結果を何に利用したのか？	施設の利用実態と、利用ニーズを把握する意図でアンケートを実施しました。P104 地域子育て支援拠点事業の量の見込量の算出の参考としております。
9	第2章4(2)⑥【子育てを楽しいと感じるか】 P30 この質問の意図は何か？ この結果を何に利用したのか？	子育て家庭の不安感や負担感を把握するために実施しました。相談業務の充実などの参考とさせていただきます。

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
10	<p>第2章 4(2)⑥【最も充実を望む子育て支援策】</p> <p>P31 「仕事と子育てが両立できるよう保育園の個所数や内容の充実」「公園や遊び場など地域におけるこどもの居場所の充実」「安心してこどもが医療機関にかかれる体制の充実」とあるが、具体的に何を充実するのか？ 回答者は理解できているのだろうか。回答者の思いと施策にずれはないか？</p>	<p>保育園の増設や公園の遊具の更新、総合病院の移転に対する支援等を行ってまいります。</p>
11	<p>第2章 6(3) こどもが個性豊かに育つ環境づくりに向けて</p> <p>P41 学校運営協議会は設置されましたが、変化を生み出しましたか。機能していますか。学校運営協議会での議論を公開し、学校と地域の一体化を進め、学校がこどもたちにとって居場所となるように学校運営協議会の改善が必要でないか。</p>	<p>小中合同避難訓練、漢字検定の実施、通学路点検、家庭でのノースマホデーの呼びかけ、校則の見直しなど、各学校、各地域の課題解決のために積極的な取組が実施されています。今後、取組内容についてホームページで発信していくなど、さらに児童生徒、地域にとって意義のある取組が増えていくよう、工夫を重ねてまいります。</p>
12	<p>第2章 基本目標1 こども・若者が安心して成長できる環境づくり P49 基本施策1</p> <p>「こども・若者の権利が尊重される社会環境づくり」⇒「こども・若者の権利が当たり前となる社会環境づくり」</p> <p>尊重されるとは、特別扱いすること。こども・若者の権利が当たり前になって特別扱いされなくなる社会を目指しませんか。</p>	<p>○基本目標・基本施策につきましては、広く捉えているため、案のとおりとします。</p> <p>○具体的な施策の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、こどもや若者の権利について普及啓発に努めてまいります。また、こどもアドボカシーセンターの設立については、予定がありませんが、こどもの声を聴き、こどもが意見を表明する支援を行ってまいります。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

	<p>◇目指す地域の姿◇  「こどもや若者が自由に意見を発表できる地域」⇒「こどもや若者が自由に意見を発表し、<b>形に</b>できる地域」  意見の発表だけできなく、形となって実現できることが必要です。</p> <p>◇具体的な施策◇  ①普及啓発に追加  こどもの権利条約の4つの原則を学校の内外(校門・廊下など)に掲示し、いつでも見えるようにする。  ②に追加  こどもアドボカシーセンターを設立し、こどもに代わってこどもの意見を代弁していく。</p>	
番号	意見	意見に対する市の考え方
13	<p>基本施策4  ◇こどもと親の健康づくりの推進◇追加  望まぬ妊娠(中高生の妊娠)への対応はどうしますか?</p>	<p>P57①こども・母親の健康の確保にて「予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や相談窓口の情報提供を進めます。」に含まれているため、案のとおりとします。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
14	<p>第2章 基本目標2 子育て環境や若者が住みよい環境づくり</p> <p>P63 基本施策1</p> <p>◇具体的な施策◇⑤情報提供体制の充実</p> <p>「市ホームページの英語表記により」英語以外の言語は、対応しないのか</p>	<p>市ホームページの翻訳機能は、中国語・韓国語・英語と対応可能となっているため、「英語表記機能」を「翻訳機能」に修正します。（P63）</p>
番号	意見	意見に対する市の考え方
15	<p>P65 基本施策2</p> <p>◇具体的な施策◇①「保育所機能の強化」にて障がい児の受け入れを、③「その他サービスの充実」で病児保育を記載しているが、医ケア児は放っておくのか。</p>	<p>医療的ケア児の保育所の受入れについては、保育士、看護師の雇用等の人的な課題と施設整備等ハード面で課題があり、当該課題に係る保育所運営法人の意向等、調整すべき点が解決しないことから、本計画には記載せず、管内保育施設の代表者で構成される白岡市保育所等代表者連絡会議の席上において協議を重ねることで、方向性を決定したいと考えております。</p>
番号	意見	意見に対する市の考え方
16	<p>P74 基本施策6</p> <p>◇施策の方向◇「巻き込まれることが多くなっています」を示すデータはあるか？</p>	<p>計画ではお示ししていませんが、法務省の犯罪白書令和6年版（P114）には、「少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降、減少し続けていたが、令和4年から増加に転じ、5年は2万6,206人（前年比25.3%増）であった。」と記載があるため、少年犯罪が増加しています。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
17	<p>第2章 基本目標4 配慮を要する子供を支援する環境づくり P95 基本施策4◇具体的な施策◇①「教育支援」</p> <p>学校関連の支援のみである。配慮を要するこどもは、文化(博物館や音楽会へ行く)やスポーツ体験(試合観戦、スポーツクラブへの参加)、旅行や登山・ハイキングなどの体験は、こどもにとって大事な経験であるがほとんどできない。こうした体験のできる環境を構築しては如何か。</p> <p>◇具体的な施策◇②「生活支援」</p> <p>「市役所フードドライブ」と同時に、様々なグループによるフードドライブや子ども食堂などへの支援を行ってはどうか。</p>	<p>①「教育支援」に体験のできる環境の構築は、基本目標1基本施策3(P54)にて、①多様な体験・活動型プログラムの提供に含まれているため、案のとおりとします。</p> <p>②「生活支援」のフードドライブ・子ども食堂への支援については、補助金や食材等の支援物資など民間団体の運営の支援に関する情報提供や補助金申請時に提出する推薦書の作成、事業を立ち上げたい方向けの情報周知などを行っています。</p>
番号	意見	意見に対する市の考え方
18	<p>P97 基本施策5</p> <p>③不登校のこどもへの支援</p> <p>教育支援センターは無料の学習塾化している。本来教育支援センターは、だれでもが安心していられる場所であるべき。フリースクールのようにして、だれでもがいられる場所にすべきではないか。ここには、不登校の子だけではなく、性的マイノリティの子も、困難の中にいるこどもも含まれるべきと考える。</p>	<p>教育支援センターでは、通室している児童生徒の実態に合わせた学習指導や、社会的自立に向けた集団適応指導を行っております。児童生徒の個々の状況は多岐にわたっておりますので、今後も該当児童生徒及び保護者と相談しながら一人一人が安心して通える場所を目指して引き続き取り組んでまいります。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
19	<p>第3章 基本目標4 配慮を要する子供を支援する環境づくり</p> <p>P95 3⑩こども誰でも通園制度</p> <p>◇具体的な施策◇①「教育支援」</p> <p>見込み量に対して、確保量が少ないようだが、対応できないのか？</p>	<p>乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）については、こども家庭庁から具体的なスキームが示されておらず、量の見込についても推計値とならざるを得ない状況があります。</p> <p>こども家庭庁の試案では施設側に支払われる給付費の額が不確定であり、現段階では、民間保育施設はこども誰でも通園制度へ参入が難しい旨の意見を頂戴しているところです。</p> <p>上記のような状況から、当面の間は、公立保育所の一時保育事業の定員枠を一部転用することで対応したと考えており、見込量に見合った枠の確保は、困難であると考えています。</p>
番号	意見	意見に対する市の考え方
20	<p>P86 基本施策1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算〔障害児相支援〕が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけてください。</p>	<p>基本施策1 障がい児と家族への支援の充実②療育相談・指導、情報提供の充実としております。「高次脳機能障害を有する障害児」と限定せず、障がい児の相談支援体制とするため、案のとおりとします。</p>

## 「白岡市こども計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見	意見に対する市の考え方
21	<p>P86「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置付けてください。</p> <p>また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置付けて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施して行ってください。</p>	<p>施策の位置づけについては、「高次脳機能障害を有する障害児」と限定せず、障がい児の相談支援体制とするため、案のとおりとします。</p> <p>また、次期障害児計画については、担当課と情報を共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>